

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇人委規則
 - 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
 - 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則
 - 職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則
 - 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
 - 暫定手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
 - 警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和三十七年二月二日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午
鳥取県人事委員会規則第一号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「(三朝養魚場及び米子養魚場を除く。)」を「(三朝養魚場を除く。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年五月二十二日から適用する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和三十七年二月二日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第二号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「(三朝養魚場を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年八月一日から適用する。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年二月二日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(研究職給料表)

第三条 研究職給料表は、次の各号に定める機関に勤務する職員のうち、当該各号に掲げる職員に対して適用する。

- 一 衛生研究所 研究員たる所長、主任及び研究員
- 二 農業試験場 研究員たる場長、分場長、科長、室長、特別研究員及び研究員
- 三 果樹試験場 研究員たる場長、分場長、主任及び研究員
- 四 農産加工所 研究員たる所長及び研究員

五種 畜場 研究員たる場長、所長、係長及び研究員

六 畜業試験場 研究員たる場長、主任及び研究員

七 工業試験場 研究員たる場長、分場長、主任及び研究員

八 水産試験場 研究員たる場長、分場長、主任及び研究員

九 林業試験場 研究員たる場長、主任及び研究員

十 教育研究所 研究員たる所長、所長補佐、係長及び研究員

十一 科学博物館 学芸員たる館長、館長補佐、係長及び学芸員

十二 科学捜査研究室 研究員たる係長及び主任

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正す

る規則をここに公布する。

昭和三十七年二月二日

鳥取県人事委員会委員長 青 戸 辰 午

鳥取県人事委員会規則第四号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

警察本部	課長補佐係長	事務吏員、書記、技師、補佐、その他に属する職員
警察本部	課長補佐係長	事務吏員、書記、技師、補佐、その他に属する職員

改める。

四 研究職給料表以外の給料表の適用を受けていた職員のうち、昭和三十二年四月一日以降において職務の等級が行政職給料表六等級(等級分類基準の規則別表第九の規定により同格とみなされる他の給料表の適用を受ける職務の等級を含む)であつた者が、研究職給料表の適用を受けることとなつた場合においては、前各号の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認

給料表	等級	
	昇任後の等級	昇任前の等級
行政職給料表(適用職員)	五等級	六等級
教育職給料表(適用職員)	二等級	三等級
教育職給料表(適用職員)	二等級	三等級
研究職給料表(適用職員)	四等級	五等級
医療職給料表(適用職員)	三等級	四等級
医療職給料表(適用職員)	二等級	三等級

を

給料表	等級	
	昇任後の等級	昇任前の等級
行政職給料表(適用職員)	五等級	六等級
教育職給料表(適用職員)	二等級	三等級
教育職給料表(適用職員)	二等級	三等級
研究職給料表(適用職員)	三等級	四等級
医療職給料表(適用職員)	三等級	四等級
医療職給料表(適用職員)	二等級	三等級

に改める。

第二十一条第一項第六号(2)中「給料月額がその中位の号給又は給料月額であるときは、」を「給料月額がその下位の号給又は給料月額であるときは昇任又は昇格直前の号給又は給料月額を受けていた期間はないものとみな

を得て定める給料月額
第十五条第三項中「(教育職給料表(二)初任給基準表の大学卒の区分の備考欄の額は、同区分の初任給欄の額と同じものとみなす。)」を「(教育職給料表(一)初任給基準表及び教育職給料表(二)初任給基準表のそれぞれの大学卒の項の備考欄の額は、それぞれの大学卒の項の初任給欄の額と同じものとみなす。)」に、

し、昇任又は昇格直前の号給又は給料月額がその中位の号給又は給料月額であるときは、」に改め、同条同項第七号に次のただし書を加える。
但し、第九条第四号の規定により給料月額が決定され

た場合においては、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間

別表第一 (一)(2)の15を次のように改める。

15 衛生検査技師法による衛生検査技師学校又は衛生検査技師養成所の卒業者
別表第一 (一)(2)に次の一を加える。

16 農林省の農業技術研究所及び農業試験場の農業技術研修課程(新高卒を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。)の卒業者
別表第一 (一)(3)の4中「海技専門学院」を「海技大

学校」に改める。

別表第四 一イ表中

初任給	一、二、〇〇〇円
	九、三〇〇円
	八、三〇〇円
	八、一〇〇〇円

を

初任給	一、三、二〇〇円
	一〇、七〇〇円
	九、五〇〇円
	九、一〇〇〇円

に改める。

別表第四 二ロ表中

初任給	一、二、九〇〇円
	一、二、〇〇〇円

を

初任給	一、四、二〇〇円
	一、三、二〇〇円

に改める。

別表第五中

初任給	一、三、八〇〇円
	一〇、八〇〇円
	九、四〇〇円

を

初任給	一、五、二〇〇円
	一、二、二〇〇円
	一〇、八〇〇円

に改める。

別表第六から別表第十一までを次のように改める。
別表第六

教育職給料表(一)初任給基準表

学歴免許	初任給	備考
大学院博士課程修了	二二、六〇〇円	講師、助教、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寮母に採用された場合は一四、一〇〇円
大学院修士課程修了	一七、八〇〇円	
大学卒	一四、七〇〇円	
短大卒	一一、四〇〇円	
高校卒	九、九〇〇円	

別表第七

教育職給料表(二)初任給基準表

学歴免許	試験区分	初任給	備考
大学院博士課程修了		二一、九〇〇円	講師、助教諭及び養護 助教諭に採用された場 合は一四、〇〇〇円
大学院修士課程修了		一七、五〇〇円	
大学卒		一四、七〇〇円	
短大卒		一一、四〇〇円	
高校卒		九、九〇〇円	

別表第八

研究職給料表初任給基準表

学歴免許	試験区分	初任給
大学卒	上級	一三、五〇〇円
短大卒	中級	一〇、七〇〇円

一イ表

注一 本表は、ロ表の適用を受ける職員には適用しない。

二 試験合格者については、当該試験の結果に基

二ロ表

学歴免許	試験区分	初任給
大学卒	上級甲	一四、六〇〇円
	上級乙	一三、五〇〇円

注 本表は、国家公務員採用上級(甲種)試験又は国家公務員採用上級(乙種)試験に合格した者を職員として採用する場合に適用する。

三八表

学歴免許	試験区分	初任給
大学院博士課程修了 (医大卒後の課程に限る。)		二四、八〇〇円
大学院博士課程修了		二二、二〇〇円
大学院修士課程修了		一七、〇〇〇円

注 本表は、研究職給料表の適用を受ける職員のうち、

別表第九

医療職給料表(一)初任給基準表

学歴免許	初任給
大学院博士課程修了	三三、一〇〇円
医大	二二、五〇〇円
医専五	一八、三〇〇円
医専四	一七、一〇〇円

第五条第三項の規定により職務の等級を三等級に決定された者に適用する。

別表第十

医療職給料表(二)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
栄養士	短大	一一、四〇〇円
	短大	一〇、七〇〇円
歯科衛生士	旧検定合格者	一〇、三〇〇円
	歯科衛生士学校卒	一〇、三〇〇円
あん摩師	旧中五卒	九、五〇〇円

注 医療職給料表(二)の適用を受ける職員のうち、この

別表第十一

医療職給料表(三)初任給基準表

職種	学歴免許	初任給
保健婦及び助産婦	保健婦学校又は保健婦養成所卒	一三、四〇〇円
	助産婦学校又は助産婦養成所卒	一三、四〇〇円
看護婦	看護婦養成所卒	一二、五〇〇円
准看護婦	准看護婦養成所卒	九、九〇〇円

表に定めのないものの初任給は、行政職給料表初任給基準表に定めるところによるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年二月二日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第七号

暫定手当に関する規則の一部を改正する規則
暫定手当に関する規則(昭和三十六年二月鳥取県人事
委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一イ中

18号給	1,980	1,290	1,120	780
19号給	2,010			

を

18号給	1,980	1,510	1,290	1,120	780
19号給	2,010	1,540	1,310		

に、
口中

27号給	1,310
28号給	1,330

を

27号給	1,420	1,310
28号給	1,440	1,330
29号給		1,350
30号給		1,380

に
改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二 梓外者の暫定手当定額表

行政職給料表の適用を受ける職員に適用

1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
72,500	58,200	42,500	35,700	30,000	21,000
74,000	59,300	43,200	36,400	30,600	21,500
75,500	60,400	43,900	37,100	31,200	22,000
77,000	61,500	44,600	37,800	31,800	22,500
78,500	62,600	45,300	38,500	32,400	23,000
80,000	63,700	46,000	39,200	33,000	23,500
81,500	64,800	46,700	39,900	33,600	24,000
83,000	65,900	47,400	40,600	34,200	24,500
84,500	67,000	48,100	41,300	34,800	25,000
86,000	68,100	48,800	42,000	35,400	25,500
暫定 手当額	暫定 手当額	暫定 手当額	暫定 手当額	暫定 手当額	暫定 手当額
2,510	2,060	42,500	1,580	30,000	800
2,580	2,130	43,200	1,630	30,600	830
2,650	2,200	43,900	1,680	31,200	860
2,720	2,270	44,600	1,740	31,800	890
2,790	2,340	45,300	1,790	32,400	930
2,860	2,410	46,000	1,840	33,000	960
2,940	2,480	46,700	1,900	33,600	990
3,020	2,540	47,400	1,950	34,200	1,020
3,090	2,610	48,100	2,000	34,800	1,060
3,160	2,690	48,800	2,060	35,400	1,090

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年二月二日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午

鳥取県人事委員会規則第八号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項各号列記以外の部分中「七百円以上」を「八百五十円以上」に改める。

第十条第三項中「又はその支給額を増額して」を「又はその支給額(給与条例第十条第三項に規定するものを除く。)を増額して」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十三年二月鳥取県条例第二号。以下「改正条例」という。)適用の日から改正条例施行の日の前日までの間において、通勤手当の支給を受けていた職員のうち、改正条例の適用により通勤手当の支給額を増額して改訂することとなる者に対し、第十条第三項の規定を適用する場合には、同条同項中「これにかかる事実が生じた日から十五日を経過した後」とあるのは「改正条例施行の日から三十日を経過するまでの間」と、「その届出を受理した日」とあるのは「改正条例適用の日」に通勤手当の支給を受けていた者については改正条例適用の日、その他の者については、通勤手当を受けることとなつた日」と、それぞれ読み替えるものとす。

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年二月二日

鳥取県人事委員会委員長 青戸辰午
鳥取県人事委員会規則第九号

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則の一部を改正する規則

別 表

職 務 特別条 例施行前 の退職年月日	給 料 表					給 料 表					
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	
自昭23.5.31	7.20	6.92	6.70	6.50	6.44	6.59	7.06	6.99	6.80	6.74	6.78
自昭23.6.1	5.54	5.31	5.16	5.00	4.96	5.07	5.42	5.37	5.22	5.18	5.22
自昭23.11.30	3.63	3.49	3.37	3.27	3.24	3.32	3.54	3.51	3.41	3.39	3.41
自昭25.12.31	2.72	2.60	2.53	2.45	2.43	2.49	2.65	2.63	2.56	2.53	2.54
自昭26.1.1	2.22	2.13	2.08	2.00	1.99	2.04	2.16	2.15	2.08	2.07	2.09
自昭26.10.31	1.79	1.71	1.65	1.60	1.59	1.63	1.74	1.73	1.69	1.67	1.68
自昭27.11.1	1.58	1.51	1.47	1.42	1.41	1.44	1.54	1.52	1.48	1.46	1.47
自昭28.12.31											
自昭29.6.30											

警察職員の退職手当の額から控除する額に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。